

令和 5 年度第 20 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 25 日

担当部・課：総務部総務課〔内線 4040〕

① 件 名	地方自治法の改正に伴う関係条例の整理について								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和 5 年 5 月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等により、条の追加及び繰下げ等の所要の整備が行われた。</p> <p>【目的】 法改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。</p>								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/> 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 5 年 5 月 地方自治法の一部を改正する法律公布（一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行）								
⑤ 主な内容	<p>地方自治法の条の追加及び繰下げに伴い、関係条例における引用条項の整理を行うもの。</p> <p>1 地方自治法の改正内容（公金事務の私人への委託に関する制度の見直し関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（指定公金事務取扱者）等 第 243 条の 2～第 243 条の 2 の 6</td> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第 243 条の 2 の 7</td> <td>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第 243 条の 2</td> </tr> <tr> <td>（職員の賠償責任） 第 243 条の 2 の 8</td> <td>（職員の賠償責任） 第 243 条の 2 の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 関係条例の改正内容</p> <p>(1) 石巻市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第 60 号） 「議会の同意を要する賠償責任の免除」について規定した第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。</p> <p>(2) 石巻市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 280 号） 「議会の同意を必要とする賠償責任の免除」について規定した第 4 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。</p>	改 正	現 行	（指定公金事務取扱者）等 第 243 条の 2～第 243 条の 2 の 6	（新設）	（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第 243 条の 2 の 7	（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第 243 条の 2	（職員の賠償責任） 第 243 条の 2 の 8	（職員の賠償責任） 第 243 条の 2 の 2
改 正	現 行								
（指定公金事務取扱者）等 第 243 条の 2～第 243 条の 2 の 6	（新設）								
（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第 243 条の 2 の 7	（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第 243 条の 2								
（職員の賠償責任） 第 243 条の 2 の 8	（職員の賠償責任） 第 243 条の 2 の 2								
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	地方自治法の改正に合わせて関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。								

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
全国の自治体においても、同様の改正を行う予定。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年2月 市議会第1回定例会に関係条例の一部を改正する条例について提案 (施行予定年月日：令和6年4月1日)
⑨ その他